

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

- 1 日時 平成26年1月14日（火）午後3時から午後4時30分
- 2 場所 東京高等裁判所第1中会議室
- 3 参加者等

司会者 田 邊 三保子（東京地方裁判所刑事部判事）  
裁判官 日 野 浩一郎（東京地方裁判所刑事部判事）  
検察官 横 田 希代子（東京地方検察庁公判部副部長）  
検察官 小 松 武 士（東京地方検察庁公判部検事）  
検察官 前 田 直 哉（東京地方検察庁公判部検事）  
弁護士 屋 宮 昇 太（東京弁護士会所属）  
弁護士 渡 邊 竜 行（第一東京弁護士会所属）  
弁護士 西 浦 善 彦（第二東京弁護士会所属）

裁判員経験者5名は、着席順に「1番」等と表記した。

なお、裁判員経験者5番は欠席した。

## 4 議事概要

### 司会者

裁判員の経験者の意見交換会を始めさせていただきます。どうぞよろしく  
お願いいたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます東京地裁刑事第10部の裁判官  
の田邊と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議題は、専門家の証人が証言をした事件の審理についてというところ  
を中心に据えさせていただきました。今日お越しいただきました経験者の  
皆様は、いずれもそのような事件についての御審理を担当していただいたと  
いうことで、そこを中心にしてお伺いすることになりますが、もちろんそれ  
を越えて裁判員裁判を経験されての貴重な御意見、御感想をおっしゃって  
いただくと大変ありがたいことですのでございますし、裁判所、それから検察庁、

弁護士会といった法律家も大いに参考になると同時に、これから裁判員を経験される国民の方々への後ろ盾になってくるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

では、早速ですが、最初に、本日御参加の皆様方が、どのような事件を担当されたのか、また全体的にどんな感想、印象をお持ちであったかを、一人2～3分程度でお話をいただければと思います。

まず、1番の方から、大体どんな事件を御担当なされたか、また感想などにつきまして、お願いいたします。

#### 1番

私は、今年の9月の後半ぐらいでしたか、大型トレーラーの運転手の危険運転致死という事件に参加させていただきました。

運転手の方の極端なよくある乱暴な運転で、罪のない対向車の方が事故に巻き込まれて即死をされてしまったという事件でございます。裁判の中で検察の方が量刑を出されたときに、「こんな量刑でいいのかな。」というふうな感じだったのが最初の印象でございます。裁判官の方といろいろお話をしているうちに、刑の重さということについて、いろいろ考えさせられますとは言いましたが、1年の刑の重さというのが、今でもまだよくわかりません。

懲役12年という結果になったんですが、11年、10年若しくは13年とか、その1年の違いは何なのかなというふうに、今でも率直な感じでは思っている次第でございます。

#### 司会者

ありがとうございました。

それでは、2番の方、御担当になった事件の内容、それから御感想をお願いいたします。

#### 2番

私に関わった事件は、強制わいせつ致傷の事件でした。酔っ払って見知らぬ女性に対する事件ということで、お酒に酔っていたかどうかとかが争点になるような事件でした。ただ、示談も成立しておりましたし、事実関係について一応争いはないという事件でした。ただ、量刑に関してはいろいろ議論をしたと記憶しております。

私自身、裁判員の皆さんは、裁判員の経験ができたことで、裁判所のことがよくわかったという人が多かったというふうに思います。

司会者

ありがとうございました。

それでは3番の方、お願いいたします。

3番

9月に携わったんですけども、建造物侵入、強姦致傷、出入国管理及び難民認定法違反という盛りだくさんの感じでした。初日から通訳が入っていたせいで時間が大幅に延びて、5時半ぐらいまでかかったんじゃないかなと思います。裏門から帰った記憶があります。これからどうなるのかなと、初日からこたえました。

それで、DNAとか専門的なことも盛りだくさんで、これからどうしようかなと、自問自答の繰り返しでとても苦痛だったことを思い出します。

司会者

ありがとうございました。

それでは4番の方、お願いいたします。

4番

私が担当させていただいたのは、通り魔殺人未遂という事件で、その被告が通り魔殺人を犯したのは、自分の父親を殺すための予行演習だったという、とても理解できないような事件でございました。

見も知らない相手に、ほとんど人生が終わるようなすごい被害を与えたと

いう事件で、被害者が気の毒で、裁判というのは公平でなければいけないと言われてはいますが、ともすれば、被害者のほうに感情が傾くような、とても難しい裁判でございました。

司会者

ありがとうございます。

それでは、6番の方、お願いいたします。

6番

私の担当した事件は、罪名としては凶器準備集合、建造物侵入、傷害致死ということで、殺人事件ということです。概要としましては、準暴力団に関係する下のほうの人たちが、組のほうで対立している人たちを襲うということだったんですけど、ちょっと手違いで全く関係ない人を殺してしまったということで、殺人のほうでいろいろ争っていたということでした。

司会者

正確には傷害致死でしたかね。

6番

補足いただいてすみません。最初のほうの話では呼び出すという形で、お店から連れ出すという形で話が進んでいたと、犯人は言っていましたけれども、ただ、いろいろ証言とか聞くと、かなり準備がよくて犯行時間もすごく短いし、証拠も残っていないというところがかかなり多くて、その人が亡くなってもおかしくないような状況だったので、かなり残忍な手口だったかなという感じです。ただ、やっぱり証拠がいろいろなかったりするので、罪はそういうところで若干軽くなったという形でした。

裁判員を経験して思ったのは、暴力事件ですので、話し合いの時にグロテスクな画像とかを見せられるんじゃないかという心配があったんですけども、そういうものはなくて、具体的な図で、ここがこういうふうに傷がついていて、とか考慮されていて、特に精神的に苦痛だなということはなく、詳

しくいろいろお話を聞けたので、特に裁判員をやっていて苦痛だなと思ったこととか、その後も響くということはなく順調に進みました。勉強になったので、よかったと思っています。

司会者

どうもありがとうございました。

一渡り皆様方にお聞きしていますと、非常に重大な凶悪な事件、それから大きな被害の結果をもたらしたというような事件というものが多かったということで、それぞれに大変判断も重かったのかなと感じたところでは。

それぞれの事件に即しまして、専門家の証人、いわゆる普通に生活している中で判断をするには、少し難しい専門的な領域に関する証人の方の証言があったというあたりを、重ねてお聞きしていきたいと思います。

1番の方はトレーラーの事故、危険運転致死ということでございましたけれども、来られた専門家の方というのは、そういう事故に関する専門の方でしたか。

1番

大型トレーラーの専門家といますか、技術系の方にお越しいただいたと思います。

司会者

そうしますと、その事故がどういうメカニズムで起こったか、などというところのお話でしたか。

1番

そうです。印象的には若干難しかったかなという感じがしないでもないですが、いろいろ専門的なお話も頂戴したというふうに思っております。

司会者

なるほど。今回、1番さんが担当なさった事件では、事故の原因とかメカニズムというところを、被告人や弁護人が正面から争っているということで

もなかったのですか。

1 番

それはなかったですね。

司会者

難しかったというのは、どの辺りですか。

1 番

結局、大型トレーラーとかは、私もそんなに日常なじみがないものから、乱暴な運転をした結果、スリップ痕というタイヤの跡がついていて、それが道路のいろいろなところについているんですが、それが果たしてどういうふうな形でということについて、その専門家の方も「と思われま

す。」というような、想定発言になっていることなんです。

それから、私もよく車を運転するので、例えばABS装置はトレーラーには別に義務ではないみたいな発言があって、そういうことが本当に法律的にそれをつけなくていいのか、ちょっとわからなかった部分があったということで、法廷の場でそういうABS装置をつける、つけないということが、本当にそれをつけなくていいのかなということも、その根拠がよくわからなかったんですけども、つけなくてもいいということで話が進んでいるんだということで、ちょっと専門的にスリップ痕とかそういう形がややわかりづらい点はあったかなと思っております。

司会者

数字といいますか、例えば時速何キロで走っていたらどのぐらいがどうなってというような数字の問題などというのは。

1 番

もちろん、そうです。当時80キロとか何とかという記憶がありますが、そういう話も確かあったと思います。ここで急ブレーキをしたらこういうふうになるという、想定の話もあったので、その辺は非常にわかりやすか

ったと思います。

司会者

運転関係ですと、運転の御経験のある方は御自分の経験に照らして、あ、ここはわかるというところもあれば、そういう運転者の、言ってみれば常識的なところとまた違う話が出てくると、かえってそれはどうなんだろうかと思われたと。

1 番

大体、我々乗用車しか運転していませんので、大型となりますと、かなり長いものだと後ろがぶれるという感覚はわかるんですが、なかなか最初は理解するのが大変なのかなと思います。

司会者

わかりました。

2 番の方の事件では、被告人自身が持っている精神的な障害に関しての話。

2 番

そうです。

司会者

これは、お医者様でしたか。

2 番

そうです。精神科のお医者さんだったと思います。

司会者

どのようなお話があったか、また、わかりやすかったかどうかだったかなどということについてはいかがでしたか。

2 番

結論はわかりやすかったんですけども、そこに至るまでの過程はやっぱり難しかったと思います。特に、数字で計れるようなものではなくて、精

神科の医者なので、経験則に照らしてこうだと思われるというような表現も多用されておりましたので、その点ではっきりと納得できたとはいえないのかなと思います。また、障害について、「と思われる。」というふうにおっしゃっていました。

司会者

それ自体を「と思われる。」というふうに言われたわけですね。

2番

はい。

司会者

どういう障害があるのか、また、それにプラスして、何かその証人のお医者様からお話をいただいたというようなことがありましたら。

2番

プラスしてですか。

司会者

ええ、これはこういう障害ですという、そういうものを中心としてありませんでしたか。

2番

ちょっとそこまでは。

司会者

わかりました。それと、結論はよくわかったけれども、そこまでの過程が、ということですが、過程の中でわかりにくかったというのは。

2番

言葉が難しかったと思います。何かの省略をした英語4文字のものとか、やっぱり、専門的な言葉が使われることがあって、そこはわかりにくかったと思います。

司会者

専門的な言葉ですと、本当にわかりにくいところがあるかと思いますが、それが例えばどういう意味だとか、それはどういうことだという説明とか解説とか、そういうものはありましたか。

2番

証言の時点ではなかったと思います。補充すれば多分答えてはくれたものとは思いますが。

司会者

そうしますと、証言を聞かれているときには、これって何の略語だろうとか、そんなことも。

2番

そうですね。後で聞くような形になっていたと思います。

司会者

後で聞くというのは、その証人のお医者様にですか。

2番

そうです。

司会者

補充の質問のときに、何々というのはどういう意味ですかと。

2番

はい。

司会者

お聞きになって理解はできましたか。

2番

そうですね。

司会者

なるほど。わかりました。ありがとうございます。

3番の方の事件では、大変に盛りだくさんで難しい内容だとおっしゃい

ました。複数の専門的なお話，証人がいらしたようでもありますが，御記憶に残っているところで，どんな証人の方が，どんなお話をされたか。

3 番

科捜研が特に印象に残って，より詳しく説明しているのでしょうけれども，やっぱり，なじめないDNAとか指紋とか，とても専門的な話で，終わってから自分が調べ直すという感じで，とても苦痛でしたね。

司会者

確かにDNAとか指紋とか，言葉自体は耳にしても，どこがどういうふうになっているとどうなのかという辺りは，大変難しい内容が含まれていたということですね。

3 番

はい。

司会者

証言を聞いている間は，ちょっとちんぷんかんぷんだったところが多かったですか。

3 番

そうですね。

司会者

最終的に，それらが，あ，これはこういうことだったのか，とおわかりにはなりましたか。

3 番

ええ。評議の場で，皆さんがいろいろな角度から聞き込んで，いろんな角度で話してくれたものですから，自分に知識がない分，そこから得られて，判断するということが多々ありました。

司会者

そうしますと，評議に至るまで疑問点が残ったところもあったのですか。

3 番

すごくディスカッションはしましたね。いい経験をしました。

司会者

わかりました。先ほど2番の方が言葉の問題で、難しい言葉がポンと無造作に出てくる、というようなことをおっしゃいましたが、難しさというのは言葉ですか、それとも説明の中身とか、どの辺ですか。

3 番

そうですね、説明の中身です。

司会者

要するに、複雑な内容を説明してくれようとしているんだろうけれども、それ自体がちょっと複雑すぎて、一遍にはちょっと頭に入りにくいと。

3 番

そうですね。特に、私がかかわった裁判だと証人が十何人と多かったわけですよ。それで整理するのが大変でした、正直言って。

司会者

たくさんのいろんな証人のいらっしゃる中で、そういう専門的な難しい話がぽんぽん入ってくるという、そういった大変さですね。

3 番

そうですね。

司会者

ありがとうございます。また後ほど伺わせていただきます。

4番の方の事件については、障害を抱えている被告人だったということで、証人はお医者様でしたか。

4 番

はい。精神科の先生がいらっしゃいまして、説明を受けたんですが、その先生も実際、その障害の患者さんは五、六人しか診たことがないとおっ

しゃって、それでその先生がおっしゃるには、結局、今現在では、これは何が原因かという、はっきりしたことは言えないとおっしゃったんです。

それで先天性のこともあるだろうし、育ってきた環境とかもあるだろうけれども、とにかくはっきりと、これはこうだというのが言えないということをおっしゃられて、こちらとしても、え、じゃあ何を頼りに考えればいいのか、ということがございました。

司会者

どういう障害なのかなどについては、お聞きになっておわかりにはなりましたか。

4 番

はい。被告本人が陳述するのを何回も聞かせていただいたんですけども、とにかく自分本位で、自分の世界があるんですね。もう自分の世界ができ上がっていて、自分の価値判断で物ごとを考えていらっしまったんですね。それでお母様はそうでもなかったんですが、お父様に対してとても殺したいぐらいの気持ちを持っていらっしまったということ、ちょっと私たち普通の人理解するのはとても大変でございました。

司会者

先ほどもちょっと理解ができないような事件とおっしゃっていましたがけれども、こういうことだから理解できないのかと、腑に落ちたというところはありましたか。

4 番

結局、証人にいらした先生も、今のところはよくわからないということでしたし、本人が全然謝っていなかったんです、犯した罪に対して。それもちょっと理解ができませんでしたし、とても考えさせられる事件でした。それでも裁判官の説明では、そういう障害でも絶対責任がないとは言えないんだということで、責任が100パーセントあるというのではなくて、

少しでもあれば責任があるんだという説明を受けました。

司会者

なるほど。いわゆる責任能力ですとか、そういうことが直接の争いとい  
いますか、検察官と弁護人の間で意見が違うというようなタイプの事件で  
もなかったのですかね。

4 番

ともかく争わないという、もう罪は全部認めていて、争わないというこ  
とでしたので、弁護人の方もこういう障害があって、それからあと、受け  
入れ施設があるということで、それで考えてくださいという御意見でした。

司会者

ありがとうございます。

6 番の方は、人が亡くなる傷害致死ということでしたけれども、遺体を  
解剖されたお医者様が出てこられたということでしたか。

6 番

司法解剖ということですか。

司会者

司法解剖された方ですね。先ほどもちょっとお話をいただきましたけれ  
ども、どういうことでこの被害者の方が亡くなったのかというような御説  
明だったのですか。

6 番

そうですね。どういう経緯でその事件が起こって、どういった形でその  
犯行が行われてということの説明を受けました。

司会者

具体的に、どういうふうどこに攻撃を何回やって、それでこんなこと  
になって、亡くなったんだというような、いきさつみたいな御説明でしょ  
うか。

6 番

それに関しては、また別の方がいろいろ話したんです。弁護人が、犯人は酔っていて覚えていないみたいなことを言い出しちゃったりしまして、それで話が進むと、結局、どれぐらい傷がひどかったのかとかがわからないで進んじゃうんですけれども、司法解剖の方のお話で、顔にどれだけ傷があったかとかを具体的にお話ししていただいたという感じです。

司会者

できた傷からどのような暴力をふるったのかというところを逆に認定していくような、そういう形の話にもなっていたわけなんですね。

6 番

はい。

司会者

わかりました。

お聞きになって、わかりにくいところとか、何か感じられたところはありませんか。先ほど余りグロテスクではなくてよかった、とおっしゃっていましたが。

6 番

予め単語の意味とかが書いてある紙とかも渡されたので、それを見ながらやっていったので、特に難しいからついていけないということはありませんね。

司会者

その紙というのは、どなたが渡してくれたものか、御記憶ありますか。例えば検察官なのか、それとも裁判官なのか、そこら辺は御記憶おありでしょうか。

6 番

誰かというと、ちょっと記憶にはないです。

ただ、一応そういう話をするのは恐らくわかっていたんでしょうかね。  
恐らく使われるだろう単語は、配られたんです。

司会者

それを見ながらだったので、言葉がわからないという問題は少なくとも  
なかったということですね。

6 番

そうですね。

司会者

わかりました。グロテスクなものを見せられるんじゃないかと思ってい  
たけれども、そういう写真などは別に見なくても、証人の尋問が進んでい  
ったということでしたね。具体的にどういうふうに説明をされていたか、  
記憶にありますか。

6 番

とにかく顔を中心に攻撃されていたということで、顔の図があって、そ  
こに切り傷があったらこら辺に丸とか線とか書いて、そういったものを見  
せて、傷がどういったものだったのかと、そういったものでした。

司会者

図で説明をされていた。

6 番

そうですね。図が中心でしたね。

司会者

図を見て、よくおわかりになりましたか、どこにどういう傷があって、  
というのは。

6 番

何センチぐらい深い傷とか、そういうのもいろいろ具体的に話してい  
ただけだったので、わからないところはなかったですけども、個人的にはち

よっとさっき言ったことと矛盾してしまうんですけれども、希望者は見られるみたいなのがあるのなら、写真とかも見たいという気持ちもなくはなかったですね。やっぱり、何センチと言われても、結局どれぐらいなんだろう、みたいなのは少しありました。

司会者

なるほど、わかりました。また、それらの点につきまして後ほど伺わせていただきます。

証言の内容によってわかりやすかった、わかりにくかった、さまざまな御意見が出てきたところでございます。幾つかちょっとお伺いしていきたいと思うんですが、今6番の方から使う言葉を予め書いたものを渡されたというようなことでしたが、同じように事前に証人に聞かれる前に何か説明があったとか、資料を渡されたとか、何かそういうようなことがあった方は、ほかにいらっしゃいますか。どうぞお願いいたします。

4番

事前に裁判官から控室で黒板に書いて、こういうのをいうんですと、これよりひどいのがこういう障害なんですというのの説明を受けました。

司会者

説明がありますと、少しは証言を聞くのに当たっては役に立ちましたでしょうか。

4番

はい。とても役に立ちました。ですから、証人にも私たち質問をさせていただいたりすることができました。

司会者

ありがとうございます。わかりにくい言葉などについて、どういうふうに理解を深めていったかということについては、先ほど2番の方が、後から補充でお聞きになったとおっしゃっていましたね。3番の方は評議など

でディスカッションをしておっしゃってましたが、1番の方はわかりにく  
い点についてどのような形で確認なさっていましたか。

1番

検察の方が御用意いただいた、事故までのスピード等いろいろ計算した  
表というか図があったり、それと専門家の証人の方の御説明と、たまたま  
被害者の後方を走っていた方のドライブレコーダーがあって、それに衝突  
の瞬間が映ってしまして、それでもう大体認知をしたといいますか、大体  
理解ができたというのが現実でございます。

司会者

そうしますと、説明というよりも、事前にそういうある程度証拠を調べ  
て、特にドライブレコーダーの映像などがあるんで、ああ、こういう事故  
かというイメージが頭の中にできた状態でお聞きになったと。

1番

そうですね。

司会者

いわゆる専門の用語ですとか、そういう難しさというのは何かありまし  
たか。

1番

時々ちょっとその専門家の方がおっしゃっていた用語が、結局難し  
かったから覚えていないんですけども、そういうこともあったような感じ  
がしていました。

司会者

わかりました。先ほど2番の方は補充尋問で、直接、証人の方にお聞き  
したということをおっしゃっていましたけれども、2番の方の証人の方は、  
精神科のお医者さんですね。例えばどういう言葉を、ほかの方でも結構な  
んですけれども、どういうところをお聞きになりましたか。

2 番

余り覚えていないんですけれども，PTSD じゃないんですけれども，そういうような並びの言葉とかを。

司会者

アルファベットが 4 文字ぐらい並ぶような，そういう言葉が。

2 番

そうです。そういうのが出てきて，ちょっとわからなかったのて，そういうのを聞いたということは覚えています。

司会者

なるほど。それまでにはアルファベット 4 文字の言葉についての説明ですとか，そういうものは。

2 番

なかったと思います。

司会者

そうしますと，本当にそれは何だろうというふうに思われますよね。

2 番

はい。

司会者

わかりました。3 番の方は，先ほどディスカッションの中でとおっしゃっていましたが，例えば裁判官や検察官からの説明とか，あるいは直接証人にお聞きになるとか，そういうようなことはおありにならなかったですか。

3 番

質問はしたんですが，特に印象に残っているのは科捜研の指紋の担当者が，余りにも素人の発言をしたからかどうかわからないんですけれども，「99 パーセント間違いない」と断言されて，やっぱり職人の人はそれだ

け仕事をしているのかなというのが、ちょっと話題になったんですけども、余りにも証拠が多過ぎたものですから、それを理解して、穴を埋めていくという作業に、皆さん費やされた。

司会者

わかりました。先ほども何人かの方が、専門家の方が断言されずに、「これだと思われる。」というような語尾があるというお話をしていましたが、やはり専門家の方は白か黒かというようなことではなくて、かなりニュアンスとといいますか、そういうことを正確にお伝えするというので、語尾が必ずしもきっぱりしたことでなくて、例えば何パーセントという形も、ちょっとは含みも持たせたみたいなの。

3番

そうですね。99パーセントだと言われちゃう。

司会者

やはり専門家の方がどのぐらいの確かさでものを言っているかというのは、判断の上では皆さんかなり大きく影響はあるものではないでしょうか。どなたでも結構なんですけれども、語尾がはっきりしていないとちょっと心配になるでも結構ですし、ここまで言われたらそうなんだろうなと思ったということでも結構なんですけれども。

3番

私はありません。

司会者

その99パーセントという。

3番

そうです。すごく自信に満ちていて。それが非常に印象に残って、評議室に戻ってからすごく話題になりました。

司会者

なるほど。専門家がそれほどの正確性を持って言っているのだなということ、非常にそれが判断していく上では大きく力を持ったというような感じですね。

3番

はい。

2番

私のおきも精神科の先生ということ、断言することはなかったんですけども、私のお場合は、専門家の方が証人として証言しているの、それはそうなんだろうなということ、多分断言して言おうと、「思われる」という表現でも一緒だったかなというふうには思っています。

司会者

やはりそれも専門家がここまで言っているということは、大きく役に立ったというところもあるということ、よろしいですか。

2番

はい。

司会者

わかりました。

また少し違ったこともお聞きしていきたいと思うのですが、皆様の中で、なんでこの証人が出てきたんだろうか、どうしてこの証人が証言しているんだろうかというところ、それがよくおわかりになりましたか。検察官が請求している証人の方、弁護人が請求している証人の方、ちょっと両方混ざっておられるようではございますけれども、最初に尋問をした方が、どうしてこの人に話を聞いてもらいたいのかという、その意図といいますか、そういうものを聞いていて、この人って一体何のために出てきたんだろうという疑問がわくようなということは、特にはお思いにはなかったですか。まず、6番の方などはいかがでしたか。

6 番

専門家以外の方ということでよろしいですか。

司会者

専門家の証人の方を中心にしてですが、それ以外にもあったら。

6 番

専門家という観点で言えば、特にはないです。そのお医者さん1人だったので。確かな情報を言うためにはという意味では、とても大切だったと思いますけれども、それ以外だと一般の加害者の両親とか、そういう人たちが出てくるんですけど、ちょっと今日のテーマからそれちゃうんで置いておいて、特にはなかったですね。

司会者

なるほど。むしろ被告人側のほうの事情などを話す証人なんかで、この人は何のために出てきているのだろう、みたいな方はいないこともなかったけれども、お医者様のほうはなんで出てきて、こういう話をしているんだなというのははっきりよくわかったと。

6 番

そうですね。

司会者

なるほど、わかりました。4 番の方は出てきていただいた証人の方が、どういうことで出てこられたのかということはよくおわかりになりましたか。

4 番

私の場合は精神科医の先生と、それからボランティアで障害者の方を受け入れてくださる施設の方、二人が証人になったんですけど、その意図はすごくよくわかりました。

司会者

なるほど。

4 番

ただ、お医者さんのほうが量刑を考える上でどれぐらい障害が影響しているのかというのを知りたくて、随分質問したんですけども、結局、今の時点ではわからない、遺伝も確実とは言えないけれども、それもあるだろうというような感じで、ちょっとその辺が判断するのには足りなかったかなと思いました。

司会者

なるほど。そこでお医者様が断言されたのではなくて、かなり含みといますか、持たせた証言をなされたので、ちょっと最後判断するまで、どう考えればいいんだろうかという部分が。

4 番

それはありました。

それと、証人のお医者様が、自分は五、六例しかこういう人を診ていないと言われたときに、この障害についてもっともっと経験を持った証人が呼べなかったのかなというのは感じました。

司会者

そこはいろいろあるかもしれませんね。直接その被告人と会った方なのかもしれませんし、そうすると、その人を診てどうということになるのかもしれませんし、そのあたりどなたに証人に来ていただくかというのも、なかなか事件によっては難しい選択があるのかもしれませんね。

4 番

そうですか。

司会者

証人の意図というような点については、3 番の方は、先ほどたくさんの証人が出てきたということで、かなり大変な、情報量が一気にあったとい

うことでしたが、専門家の証人の方がなぜ出てきて話をしているのかという、そこはよくおわかりになりましたか。

3 番

そうですね、進行上うまくできているなというふうに。そうじゃないとみんな戸惑ったんじゃないかなと思うんですけども、順序よく証人が出てきていただいて、説明、そして証言なされたということは、後でわかりやすかったかなと思いました。

司会者

なるほど。今回はDNAとそれから指紋の方が専門家ですけども、それに先立ってどのような順番で証人が出てきたかというのは、何か御記憶にありますか。

3 番

当初から被害者が出てきて、それと一緒に働いていた人、それから警察官、それも4名ぐらいかな。ですから、多方面から攻めてきたものですから。

司会者

まずは被害について被害者の方がお話になり、それから捜査に携わった警察官の方が捜査についてお話になり、それから科捜研の方などが出てきてと。そういう流れがあったので、流れがわかりやすかったと。

3 番

そうですね。ただ、やっぱり被告の証人が、確か1人しかおいでにならなかったのかなと。「もっと聞きたいね。」なんて皆さんと言ってたんですけども、11人に対して1人じゃあちょっと判断どうなんだろうねというのは、ちょっと話題に出ました。

司会者

先ほど6番の方は被告人側で出てきた方について、どういう意図で出て

きたのかちょっとわかりにくいというのか、なぜ出てきたのかなというようになところもあったようですが、逆になぜ1人しか出てこないのかなという印象もあったと。

3番

そうですね。はい。

司会者

2番の方はいかがでしたか。弁護人が請求された証人だったんですかね、どうしてこの証人が出てこられて、こういう話をしているのかというところの意図はおわかりになりましたか。

2番

意図は問題ないです。

司会者

1番の方も同様にお伺いしたいのですけれども、この証人が出てきた意図というのは、おわかりになりましたか。

1番

ええ、それは十分理解できました。ただ、戻るかもしれませんが、先ほどの「思われる。」という発言があったかと思うんですけれども、いろいろ図とか警察の撮った止まった車の写真とかを何点か見せられて、これについてどう思いますかというのは、専門家の方も非常に悩んだような発言をされていまして、ちょっとそこで断定させるのはかわいそうかなという感じがしないでもなかったです。非常に悩んで、時間を置いて「思われます。」というような形でおっしゃっていたので、これは結構そういう形ではちょっと無理ではないのかなという感じがあって、自分でいろいろと実験というんですか、そういう形でやっていたら別なんでしょうけども、そうでないところで写真とか図とかスリップ痕とか見せられて「どうですか。」という判断を求めるのは結構厳しかったのかなというふうには、ち

よっと今思います。

司会者

そういうところである程度証人にもお答えできる限界みたいなものがありなのかもしれませんが、そこで例えば「思われます。」というような証言があったことというのは、こちらの判断をつくる上では、逆に何かあり得るというふうには。

1 番

そうですね。そういうふうに思われるというのは、やっぱり非常に参考になった部分もありますし、実際はどうですかね、難しい用語のときはちょっとわからない部分もあったんですけども、結果的にはそれが参考になって、さっき言ったようなドライブレコーダーのそれを見ながら判断をやっていったということだったと思います。

司会者

ありがとうございました。

今、いろいろな観点からお尋ねをしていったのですけれども、こういう専門家の証人の証言を聞くに当たって、こういう配慮をしてもらったらいいのではないとか、こういう質問の仕方をしてくれたほうがいいのか、こういう順序で証拠調べをしたらもっとよかったとか、そういう提言、改善案がありましたら、どなたでも結構ですけれども、おっしゃっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

今までも幾つか、わかりにくい言葉についての事前の説明は役に立ったとか、証拠を調べる順番とか、そこら辺の理解が後ろにつながるとか、それから補充尋問でわからない用語についても聞くということもされている、そして、お互いの意見交換などということで御理解に資するような御工夫を、それぞれ法律の関係者がなさり、それから皆さん御自身もいろいろと

なさっていたということはよくわかりました。

証言は、形としては、最初に講義のような形で証人の方が一通りお話をされて、そこから質問という形が多かったでしょうか。それとも例えば検察官なり弁護士なりが一つ一つ質問をしていって、それに対して答えるという形でございましたでしょうか。前者、つまりいわゆるプレゼンテーションのようにまとめた形でのお話が最初にあったという方はどのぐらいいらっしゃいましたか。

2番の方、6番の方は、そういう御説明だったと。一問一答と申しますか、検察官なり弁護士なりが一つずつ最初から質問をして、それに対する答えという、そういう形だったという御記憶の方は、1番の方、4番の方もそうですか。3番の方はちょっとその辺の記憶が定かではないと。

3番

そうです。

司会者

これいろんなやり方があると思いますけれども、もう少しこうすれば、もっとわかりやすくなったんじゃないかという御提言がもしあれば。

(意見なし)

今までのところで、裁判員経験者の皆様に何か質問をしたいという方がいらっしゃいましたら、ちょっとお伺いさせていただきたいと思いますが。何か御質問はよろしいでしょうか。

前田検察官

先ほど、なぜこの証人が出てきたんだろうという意図のところについて、皆さんよく理解できたというお話だったと思います。その理由についてなんですが、例えば検察官が冒頭陳述で、これからこういう証人が出てきます、この証人はこういうことを話す予定ですという説明があったからわかりやすかった、あるいは弁護士が同じような説明を冒頭陳述でした、ある

いは裁判官がこれから来る証人はこういうことを証言するんですよという  
ようなことがあったからわかりやすかったとか、もし当事者の活動で、何  
か説明があったから意図がよく理解できたんだというような事情があれば、  
教えていただければと思います。

1 番

私の場合は、特に当初の予定の中で、裁判官からそういう専門家の先生  
の方を呼びますよという形での説明があったと思います。

2 番

一人は弁護士から説明があったかと思います。お医者さんに関しては、  
お医者さん自身が最初に論点となる所を軽く説明したので、これから  
これについて話をするんだな、ということがわかったと思います。

3 番

帰りがけに裁判官からそういう説明があって、明日こういう証人が来る  
よとか、こういうことが特に主体的に話されるんじゃないかなということ  
を説明されたんですけれども、余りにも証人が多過ぎて、記憶だけの感じ  
で自宅に帰っての繰り返しだったものですから、当日来ると忘れることも  
ありました。だから補充質問が、なかなか思うようには。後であのときに  
言えばよかったのかなというのがありました。

4 番

私の場合も裁判官及び裁判長が、事前に明日はこういう方がいらっしや  
いますとか、きちんと説明をしていただきました。だから、とてもよくわ  
かりましたし、それから証人に私たちも含めて質問をして、あと自室に戻  
ったときにわからないような言葉とか出てくると、裁判官がちゃんと黒板  
に書いて、私たち素人にもよくわかるように説明してくださいましたので、  
とてもよくわかりました。それで裁判官、本当に手間がかかって大変だ  
なと思いました。我々素人がいなければもっとどんどん進むのではないかな

とは思いましたけれども、やっぱり裁判員が出ることによって、お役所的な感じじゃなくなったんじゃないかなと自画自賛しております。

司会者

ありがとうございます。検察官や弁護人がこれを言ったのでよくわかったというところの御記憶というのはございましたか。

4番

そうですね、弁護人は3人いらしたんですけれども、一番年配の方はとても言語がはっきりしていてよくわかったんですが、若い方お二人はもぞもぞ下を見ながらおっしゃって、余りよく主張がわからなかったんです。

それに比べて検察の方で、最後の判決を言い渡す前の陳述をなされた女性の方はもうすばらしくて、わあ、こういう検察の言い方だと我々にもよくわかると思いました。それに比べてちょっと若い男の方の検察の方のほうはもう一つでしたか。ちょっと厳しいことを言うようなんですけれども、もう少しはっきりと日本語を話すようにしていただきたいと思いました。

司会者

ありがとうございます。非常に私どもといたしますか、法律家にとってはいつも大きな課題になるところですね。ありがとうございます。6番の方は証人の尋問の前に検察官や弁護人、若しくは裁判官の説明というのが、何か理解にプラスになったようなこともありましたでしょうか。

6番

そうですね、一応話す前にどういった理由でそういう話をするのかという説明もありましたし、わかりやすかったです。

司会者

それは証人を聞く検察官の説明でしたでしょうか、それとも誰が説明したかというところだったか、御記憶におありになりますか。

6番

それぞれの担当の方が、自分の発言としておっしゃっていました。

司会者

それでは、それぞれ何を立証するのかということについての、それぞれの立場から説明があったということで。

6 番

そう、記憶しております。

前田検察官

ありがとうございました。

司会者

ほかに何かこの時点でお聞きになられることございましょうか。

西浦弁護士

専門家の尋問の主尋問、反対尋問があつて、補充尋問前に休憩を入れて、部屋に戻って一旦お話をしてから、また法廷に来るということもあつたと思うんですけども、そこでは何か主尋問、反対尋問で行われたやりとりについて、例えば裁判官から御説明があつたり、また皆さんのほうから説明を求めたり、そういうやりとりというのはあつたんでしょうか。もしあつたとしたら、こういうことをやるんだとか、そういうのがあれば、わかればでいいんですけど、もしあればと思います。

司会者

今の御質問について、こういうことがあつたという方は。6 番の方はおありになりましたかね。

6 番

それはちょこちょこありましたね。積極的に話す方もいらつしゃつたので、戻ったときにどういうことがあつて、自分はどう思いましたとか、そういう話もありましたし、それによって自分が聞き逃したりわからなかったことがわかったり、また別の視点からものを見れたりして、とても役立

ちました。

司会者

それはもう裁判官の説明ということのみならず，裁判員同士の間でもいろいろ積極的に質問という形での議論の取りかかりのような形で，お互いに意見を交換したりということも含めてということですかね。

6 番

はい，そのとおりです。

司会者

特にわからなかったことを中間で裁判官が説明をしたりということはございましたか。

6 番

一応，裁判官からも補足というのもありました。

司会者

4 番の方はいかがですか。

4 番

私の場合も，ちゃんと控室に戻ったときに，きちんとどういうふうに思うかといって，被告人や証人に質問したい事項はどういうことかということ聞かれまして，それで皆それぞれに裁判員がこういうことを聞きたいというのを裁判官に申し上げて，裁判長が，じゃあ質問してくださいと，みんなの意見がダブらないように，そういうこともちゃんとしていただきました。

司会者

3 番の方はいかがでございましょうか。

3 番

積極的に話をせざるを得ない状態に皆さん追い込まれていた。ですから，常にしゃべっていましたね，話を。そうじゃないと自分がついていけなく

なっちゃうというのがありました。それだけいろんなことがあり過ぎた。

司会者

たくさんのことを考えなければならないので、たくさん材料があるので、口に出していないとなかなか。

3番

ちょっともう不安にもなるし、裁判長も裁判官も皆さんよく議論をしていました。ですから、すごく結果的にはいい仲間じゃないけれども、いい時を過ごしていたなど、今、思っております。

司会者

2番の方はいかがでしょう。証人尋問の後などに一旦控室に戻って、それらの御説明とか話とか、そういうことはありましたか。

2番

皆さんと余り変わらないので、同じようなことが行われていたと思います。

そこで一度戻った後、出た話を、きちんと裁判官が覚えてくださっていて、裁判員の補充尋問が終わった後で評議の場に出たような疑問で、裁判員が聞かなかったことを裁判官が最後に覚えていてくれていて、質問してくださるということがあったので、漏れなく質問できたと思います。

司会者

補充尋問の中には出なかったけれども、その前に裁判員の方からここが疑問だというふうに出ていたところを、裁判官がフォローするような形の質問があったと。

2番

はい。

司会者

1番の方はいかがでいらっしゃいました。

## 1 番

専門家のお話を聞いて、その後部屋に戻って、裁判官の方から、ここはこういうものなんですねというような発言がありまして、いろいろとまたその中でみんなで話し合っって、そういうことでちょっと話題が盛り上がったことは事実でございます。

## 司会者

やはり補充尋問の前になりますと、いったん戻ってきて、それで御質問は何かありませんかという形で、一通り整理するためにお聞きすることはかなり多くされていると思いますし、その中でいろいろ議論が出てきたりということはありませんでしたでしょうね。

## 屋宮弁護士

2番と4番の方に関して、障害がそれぞれ問題になっていたということで、主張は恐らくそういう障害があったから刑は軽くなるべきだということだったと思うんですけども、弁護人の主張自体が、そもそも心情として結構ですけども、まず理解を冒頭でできたのか、それを専門家証人の話を聞くことによって、じゃあ、やっぱり軽くする必要性があるんだなと実感されたというか、最初の思いと審理を受けられた後の思いというか、その辺のことを感想としてでもお伺いできればなと思うんですけども。

## 司会者

なるほど。この件についてはいかがでしょう、2番の方、ございますか。

## 2 番

まず、お医者さんに出てきていただいた段階で、精神症的なことと、あとはどの程度酔っていて意識があったのか、なかったのかという二つお話しされていたと思うんですけども、そこでちょっとどっちの考え方を主に見ていくのかということは、その証言、公判の段階ではちょっとよくわからなかったと記憶しています。ですので、評議の場でいろんな意見を出

し合って、自分の考えもつくっていったような感じになるんですけども、お答えになっていますでしょうか。

屋宮弁護士

単純に障害が刑を軽くするということは、審理が終わってからは、それは軽くなるものなのかなという気持ち、軽くなっても仕方がないなという気持ちをお持ちになられたのかどうかということです。

2番

そうですね、考えなかったことはないと思います。

4番

やはり証人の精神科の先生のお話とか聞きまして、少しはそれは感じました。

司会者

恐らくその障害というものはどういうものかという理解はそれぞれ証人の方を聞かれて深めることができたし、それも念頭に置いての評議をすることができたという意味では、2番の方も4番の方も共通にすれば、それをどの程度までというのは、それぞれあることですが、恐らくそういうことじゃないかという気がいたしました。よろしゅうございますか。

それでは、少し先のお話をさせていただきたいと思います。

それぞれ専門家が出てくるということは、難しい事項についての御判断、そこが争いになっているか、いないかを問わず、難しい事件について理解して判断していただくという、そういう事件だったかと思いますが、そういう観点での御負担というのが、どのぐらいあったかなというあたり、そこら辺もお聞きしていきたいというふうに思っています。

1番の方は、トレーラーの事故について、内容はやはり難しかったということを冒頭からおっしゃっていらっしゃいましたけれども、こういう事故の理解、判断ということは、やはりかなりエネルギーのいることでした

でしょうか。

1 番

裁判員が初体験でしたから、その辺の重さってあったんですけども、でも、もともと被告人が事故を起こしたことに對して争うことはないということでしたから、別に難しいという問題は特にはなかったですね。ただ、量刑と申しますか、その重さというか、考え方で、最後の判決を言い渡すときには、非常に悩んだことだというです。

司会者

そうですね。結果が非常に重くなっている、そして、そこに至る経緯についても非常に大きな問題がある事件というのは、やはり刑をどうするかというところが一番の悩みどころという印象ですね。むしろ、そうなる専門的な事故の難しさというのは、理解が一通りできたということですね。

1 番

そうですね。

司会者

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

2 番の方につきましては、先ほども伺ったと思いますけれども、障害ということについての理解、それから、それが刑にどのぐらい影響するのかなどということについて理解をして判断をするのは、やはりエネルギーがいることではなかったか。

2 番

多分、エネルギーのいることだったとは思いますが、余りそこで考えなかったというか、証人の証言を受け取ったということになったと言えると思います。

司会者

ほかのいろいろな事項について証拠からどう見ていくかと同じように、証人の方がこう言っている、そうしたらどういうふうに受けとめるかという、そういうところに徹してご覧になっていたということでしょうか。

2番

そうですね、それがいいか悪いかは、ちょっとわからないですけども。

司会者

証拠から判断するというのが大原則ですので、それが最も基本であり、忠実なのかなと伺っておるようなところなんですけれども。

2番

すみません。そういった意味で難しいところを理解しようということはちょっと放棄していたと言ってもいいのかなと思います。

司会者

御自身なりにわかる形での意見に関してという、そういうことですね。

2番

そうです。

司会者

わかりました。では、それ自体の負担というよりも、一つの証拠の中で考えていて、ほかの証人とか、証拠とあまり区別するということなく、自分でそれを見てどう判断するというところに徹した、そんな感じで。

2番

はい、そうです。

司会者

わかりました。ありがとうございます。3番の方はとにかく量がということで、御負担という意味では非常に大きかったんだろうなというふうに思いますけれども、特に難しい事項の理解、判断、これはその中でも大きな御負担にはなりましたでしょうか。

3 番

なりましたね。うちに帰っても、記憶だけが頼りなものですから、特に DNA とか、何を言ったのかなとか、何が合致すればどうだろうとか、そういう記憶と自分との闘いが相当きつかったですね。

司会者

なるほど。お聞きをして、それでももちろん記憶には残ることですけれども、それについてまた評議の段階で改めてそれを思い返してきてという、何回も覚えることと、それから考えること、出すことがあったかと思えますけれども。

3 番

それが 1 2 日間ですか、確か。それぐらい続いたものですから、離れても 1 週間ぐらいちょっと自分じゃないんじゃないかなと、大げさですけど、そのくらいは思いました。

司会者

そんなにも大変だった、負担があるということで、その中でも DNA などということに関して言えば、難しいことを判断すること自体が、とても大変な。

3 番

知識に相当不足なところがあったのでしょうか。

司会者

知識不足という意味においては、例えば DNA ですとか、例えば自動車でも結構ですし、精神医学でも解剖の法医学でも、私たち裁判官は専門家じゃないからこそ専門家の意見、専門家の証人というのが必要で、説明していただくときに来ていただいているわけなので、知識不足という意味では、私なんかも一緒でございますので。大変な作業ではありますが。

3 番

多分、2時間ドラマができるんじゃないかというぐらいのストーリーでした。

司会者

わかりました。4番の方はいかがでございましたか。これも難しい内容のことを聞いて、そして理解して判断していただくという、これに関しては、やはりかなりの御負担にはなりましたでしょうか。

4番

この事件は、事実関係に関しては争いをしていなかったもので、量刑だけが問題の事件だったんです。それで、この障害がある人をこのまま何年も送り込んで、でも、そこでは絶対にその人を回復に向かわせるような場所ではないわけですから、長いほうがいいのか、それとも短くして受け入れ先に送り込んだほうがいいのかということで、とても悩みました。それはもう皆さん6人の裁判員みんながそうで、困ったねと言ってどう考えればいいのかというので、とても責任が重かったことは事実です。

司会者

まさにそこが核心、焦点というのか、中心になるようなところであったからこそ、非常にお悩みになり、お悩みも大きかったし、また難しいとも感じられたということではございませんか。

4番

はい、さようでございます。

司会者

6番の方は、この事項そのものということもさることながら、結果の大きさとかやったこととの関連もあるかと思いますが、これを御理解して判断すること、それはかなり負担になられましたか。

6番

個人的には、そこまで負担かなという気はしなかったですね。

司会者

内容的には比較的よく理解ができたということで、こういうことをやってこういう傷がついたんだなということは、比較的ずっと理解ができたというところも大きかったのでしょうか。

6 番

そうですね、いろいろ説明していただいたし、わからないところも予めわかりやすくしてもらっていたので、スムーズに進んだという感じです。

司会者

先ほどもちょっとおっしゃられていたことかと思いますがけれども、今回は6番の方の事件は写真などがあったわけではなくて、図などで説明をしていただいて、それでむしろ希望する人は写真が見られたらいいんじゃないかとの思いがおありになったということでしたか。

6 番

そうですね、見てみないとわからないものもあるので、そういったところは是非ともというふうに。

司会者

逆に、そういうことについて、やはり言ってみればグロテスクなものなどを見ることが、とても精神的な負担になるという方も少なくないかと思えますけれども、6番さん御自身はそれほどのことは感じられなかったと。

6 番

そうですね、やっぱりそうも言っていない事件かもしれないので、見てみないことには、という感じですね。

司会者

なるほど。これはやはり受けとめ方が6番の方のように積極的に受けとめられる方もいらっしゃるれば、やはりそういうのを見ることそのものがとても苦痛になる方もいらして、いろんな方がいらっしゃるという関係で、

なかなか本当に何を見せるのが必要なんだろうかということ、今いろいろ真剣に吟味しながら考えているところも多くて、感じたけれども、そういう意味合いでは、言ってみれば亡くなった原因に直結する遺体の状況というようなことが、心の中の負担にもそれほど大きくは感じられはしなかったということでしょうかね。

6番

個人的にはそうですね。

司会者

ありがとうございます。御負担という点についてお聞きしましたけれども、付け加えてこの点をもう少しこうしてくれれば負担が少なくなるというような御提言など、もしおありでしたらばお話をいただければと思います。特にはございませんでしょうか。

(意見なし)

わかりました。それではちょっとお時間の関係もございますけれども、直接、裁判員を経験されてお気づきになったこと、それから特にこれは話しておきたいということ、それから、これから裁判員を務めていかれる国民の皆様へ、こんなことを伝えていきたい、メッセージですね、そのようなことがありましたら、お話をいただきたいと思います。ありがとうございます。

3番

感想として、参加してよかったなと正直思っております。やっぱり自分と深く対峙する機会というのは余りないものですから、そういう時間が持てたということが、やっぱり自分は何者かということのを改めてえぐり出すような作業をしたのかなということで、とてもいい経験をさせていただきました。

司会者

ありがとうございます。そういう話を伺うと、私も本当にありがたいと

感じます。これから裁判員を務められる方，一般の国民の方に何かお伝え  
できることというか，しておきたいということは。

3番

そうですね，私は今までは引っ込み思案だったんですけれども，やっぱ  
りやるぞと思えば乗り越えられないものはないんじゃないかなという，自  
分のやる気さえ起こせば，一步一步でもいいからそういう感じで参加して  
いただいて，自分と対峙する時間を持っていただければ，自分も変わる  
んじゃないかなということを思いました。まず，メッセージとして。

司会者

どうもありがとうございます。2番の方，何か裁判員経験されてのお気  
づきの点，それから，これからなる方に，何かメッセージがありましたら，  
お願いします。

2番

私自身は，すごく難しいことだったなというふうに思います。初日の一  
番最初に，裁判官の方からの証拠に基づいて事実を認定して，事実に基づ  
いてという説明を受けて，それはきちんとやろうというふうに思っ  
たんですけれども，やっぱり公判中の印象というのが残っていて，事実を  
認定した後も，そこで認定していた事実でその後を判断するというふう  
に思っ  
ていても，やっぱり印象には公判のことが残っていたと思いますので，  
すごく難しかったなというふうに思います。そういった訓練を私たち素人  
はしていないので，十分注意する必要があるのかなと思  
いました。

司会者

ありがとうございます。証拠に基づいて判断するという  
ことを真剣に受けとめていらっしゃるからこそその御発言だ  
なというふうに理解したところ  
でございます。どうもありがとうございました。

1番の方，お願いします。

## 1 番

繰り返しになってしまいますが、量刑の重さということについての考え方、いろいろと裁判官の方から過去の判例とか、そういうことを見せられて、こういう事件の場合は殺人の場合はこういう点数ですよとか、そういう説明があるんですが、ちょっと時間が足りないというか、なかなか理解に持ち込むまでが足りなかったのかなということは正直感じた次第です。

あと裁判員制度について、周りの友人とかに聞いても、絶対やりたいという人もいるし、やりたくないという人もいる。やっぱり目的とか意義とかまだ浸透していないのかなというふうな感じがします。

この間、裁判員制度で死刑判決が覆ったような話を聞いていますけれども、そういった意味でこの裁判員制度のあり方というのが、またどうなのかなという形ではちょっと考えた次第ですね。

それで、あとこれはお願い事項といたしますか、私の担当したチーム、その裁判員の方、非常にいい雰囲気だったので、日本人独特の考え方かもしれませんが、チームというのが一致団結した雰囲気というのは非常に大事かなと。裁判官の方は雰囲気づくりを調整するのかわかりませんが、そういうのは非常に大事かなと。それをもとにして皆さんいい経験をされて、次の方にこれに基づいてそういうことを広めていくというのが大事かなというふうに思いました。

## 司会者

どうもありがとうございました。私どももこの制度を、ずっとよりよくしていこうと思って、いろいろやっているところもございますけれども、それでもまだまだ発展途上ということもございます。そういうことについて、是非広くいろいろおっしゃっていただきたいというのが、多くのヒントを、非常に参考になるなということを改めて感じさせていただきました。ありがとうございます。

6 番の方はいかがでございましょうか。

6 番

自分自身，裁判とかにはなかなか縁がない人間だと思っていたんですけども，やっぱりこういう機会を設けられて呼ばれて行ってということで，いろいろ気づかされたことはありました。どういった経緯で罪の重さが決まるのかなとか，なかなか学校では教えてくれないとか，教えられないみたいなどころも見ることができたので，すごく勉強になりました。

今日も含めて裁判員をやってみて，なかなかいいことも言えないかもしれないし，ちょっと的外れなことを言っちゃうかもしれないというのはあったんですけど，そういったものも恐れず言える雰囲気になっていて，すごくよかったとは思っております。是非時間さえあれば候補者になったらやってみたり，当たったら積極的に参加するという形でやっていただきたいなどとは思っておりますね，これからやる人に向けてのメッセージとしては，そんな感じです。

司会者

ありがとうございました。的外れなどということ全くなく，今日のお話を伺っていても，的確におっしゃっていただいたと思いますし，広く言ってほしいというのは，とても力強いメッセージをいただいて本当にありがとうございました。

では4 番の方，お願いします。

4 番

証拠写真ですが，私のときは一番ひどいのは白黒でございました。やっぱり白黒ですとそんなにピンと来ないというか，腕にナイフが突き刺さってこっちに出ているような写真を見ても，白黒だったらまあまあ何もなくて見られましたので，これからもそれは続けていっていただけたらと思います。

それで本当にひどい写真もあったんですけども、そういうのもやっぱりある程度見せるのも量刑とかに関係があって、見せるところは見せたほうがいいんじゃないかなという感じもありましたので、それ今後の参考にしていただけたらと思います。

それから、今6番の方がおっしゃられましたけれども、本当に裁判に関してとても理解を深めることができまして、今新聞を見ましても、この裁判だったらどういう量刑になるのかなとか、いろいろそういうふうにも思いますし、先ほど1番の方がおっしゃったように、千葉のほうで死刑が無期になった。それは一人しか殺していないからだということで、あ、やっぱりこういうところには、まだたとえ一人でもすごい殺し方をしていたら死刑もありじゃないかなと思ったこともございます。そういう意味で、どんどん次の方は理解を深める意味でも裁判員の制度に協力していただけたらいいと思います。

#### 司会者

ありがとうございました。写真などの関係につきましては、おっしゃるとおり、無用な刺激なりを与えるものということ、やはりいかなものかということで、さまざまな工夫を証拠に出す場合には考えているところでございます。

やはり御覧になる方の感じ方といいますか、それはもうさまざまですし、果たして本当にそういう写真が必要な事件というのはどれぐらいあるんだろうかということ、私どもも非常にシビアに、厳密に考えてやっていきたいと考えているところでございます。貴重な御意見、ありがとうございました。また是非参加してほしいということ、大変心強くお聞きいたしました。ありがとうございます。

本日の裁判員経験者の方に御質問等ございましょうか。特に御質問等はよろしゅうございますか。

それでは、今日も裁判員の経験者の皆様方にはお忙しい中、お時間割いで来ていただきまして、本当にありがとうございました。また貴重な御提言ですとか、御経験をお話しいただきまして、私どもも今後、参考になることがいろいろあったと思います。また、これから裁判員になっていかれる方への力強いメッセージなども頂戴いたしまして、本当にありがたく存じております。本当に今日はありがとうございました。本日はこれで終了させていただきます。

以上